

平成28年7月11日現在

平成28年6月24日医政局総務課長通知に伴い
センター業務として検討すべき事項

平成28年6月24日 医政局総務課長通知	
1	<p>支援団体等連絡協議会(中央協議会)に参画すること。</p> <p>(各支援団体等連絡協議会は、病院等の管理者が医療事故に該当するか否かの判断や医療事故調査等を行う場合に参考とすることができる標準的取扱いについて意見の交換を行うこと。)</p>
2	<p>医療事故調査制度の円滑な運用に資するため、支援団体や病院等に対し情報の提供及び支援を行うとともに、医療事故調査等に係る優良事例の共有を行うこと。</p> <p>なお、情報の提供及び優良事例の共有を行うに当たっては、報告された事例の匿名化を行うなど、事例が特定されないようにすることに十分留意すること。</p>
3	<p>第一の5の研修を支援団体等連絡協議会と連携して実施すること。</p>
4	<p>遺族等からの相談に対する対応の改善を図るため、また、当該相談は病院等が行う院内調査等への重要な資料となることから、医療事故調査・支援センターに対して、遺族等から相談があった場合、法第6条の13第1項に規定する医療安全支援センターを紹介するほか、遺族等からの求めに応じて、相談の内容等を病院等の管理者に伝達すること。</p>
5	<p>医療事故調査報告書の分析等に基づく再発防止策の検討を充実させるため、病院等の管理者の同意を得て、必要に応じて、医療事故調査報告書の内容に関する確認・照会等を行うこと。</p> <p>なお、医療事故調査支援センターから医療事故調査報告書を提出した病院等の管理者に対して確認・照会が行われたとしても、当該病院等の管理者は医療事故調査報告書の再提出及び遺族への再報告の義務を負わないものとする。</p>

遺族等からの相談に関する対応について

1. 遺族等からの相談窓口時間

平日 9 時～17 時 医療事故相談専用ダイヤル 03-3434-1110

2. 医療機関へ伝達する方法

センターは、遺族等から伺ったお話の内容を書面に記載し、医療機関に郵送で伝達いたします。（7 日以内を目安として）

書面の内容は、相談日・相談者氏名(遺族等)・患者との続柄・患者名・患者死亡日・相談内容の概要となります。

3. 本相談の範囲と根拠法令

センターから医療機関への情報提供は、「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項等について（平成 28 年 6 月 24 日医政総発 0624 第 1 号厚生労働省医政局総務課長通知）」、第 2 の 4 に基づく業務として実施しており、医療機関への書面における伝達の実施をもって終了となります。

尚、同一事例・同一相談内容での複数回にわたるご相談は、原則的にお伝えすることはできません。

(参考)

医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項等について（平成 28 年 6 月 24 日医政総発 0624 第 1 号 厚生労働省医政局総務課長通知）

第 2 医療事故調査・支援センターについて

4 遺族等からの相談に対する対応の改善を図るため、また、当該相談は医療機関が行う院内調査等への重要な資料となることから、医療事故調査・支援センターに対して、遺族等から相談があった場合、法第 6 条の 13 第 1 項に規定する医療安全支援センターを紹介するほか、遺族等からの求めに応じて、相談の内容等を医療機関の管理者に伝達すること。

28 医調セ A 第●号
平成 28 年●月●日

病院名
院長 ●● ●● 様

医療事故調査・支援センター
一般社団法人 日本医療安全調査機構

相談内容に関する伝達

平素より医療事故調査制度に対しご理解・ご協力いただきありがとうございます。
ます。

この度、去る平成 28 年●月●日に貴院でお亡くなりになりました○○様のご遺族から相談を受け、「相談内容について、弊センターから貴院の管理者へ伝達を希望する」旨の求めがありましたので、別添のとおり伝達いたします。

なお、当該伝達は「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴う留意事項等について（平成 28 年 6 月 24 日医政総発 0624 第 1 号厚生労働省医政局総務課長通知）」に基づき行っているものです。

ご不明な点は、弊センターまでご連絡を賜りますようお願いいたします。

記

【同封資料】

○ 相談内容

以上

【連絡先】

医療事故調査・支援事業部 受付班（担当：●●／●●）
〒105-6105 東京都港区浜松町 2-4-1 世界貿易センタービル 5F
電話番号：03-3434-1110（月～金 9：00～17：00）

相談内容

【相談者の情報】

相談日：
相談者氏名：
患者との続柄：
患者名：
患者死亡日：

【相談内容の概要】

(例)

- 「医療に起因した死亡に該当しない」という見解に納得できない。
「もっと検査を早くしていれば助かったのではないか。」という点を疑問としてお持ちです。
- 「予期しない死亡に該当しない」という見解に納得できない。
(遺族は)「亡くなるまでには認識していなかった。これは、予期していないことだったのではないか。」と話されている。

※上記内容は、ご遺族からの電話相談を基に記載したものであり、センターの見解をお示しするものではありません。